

平成 28 年 5 月 25 日
財 務 大 臣
((財務省) 大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。

本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

本省内部部局及び施設等機関に勤務する者のうち、財務大臣が任命権を有し、平成 28 年 8 月 31 日時点で「満 54 歳以上」の者

※ 退手法の規定により、次の（１）から（４）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（１）非常勤職員

（２）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（３）平成 28 年 8 月 31 日までに定年に達する者

（４）平成 28 年 6 月 1 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 8 月 12 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

30 名程度

3. 募集の期間（約 2 か月間）

平成 28 年 6 月 1 日（水）午前 10 時から平成 28 年 8 月 12 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにより周知する。

4. 募集方法

前記 1 の募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、前記3の募集の期間内に、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式官房令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約2か月以内に交付する予定

※2 不認定となる場合は以下のとおり

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式官房令第1条第2項別記様式第二)に必要事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)の午後5時45分までに、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成28年6月8日(水)から平成28年8月31日(水)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: [REDACTED]

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係 [REDACTED]

電話: [REDACTED]

(3) 相談先

① 上記受付先担当者

② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5（1）の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

（支援条件）

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。

平成 28 年 5 月 25 日
財 務 大 臣
(財務省大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

財務局、福岡財務支局、税関及び沖縄地区税関に勤務する者のうち、財務大臣が任命権を有し、平成 28 年 7 月 1 日時点で「満 54 歳以上」の者

※ 退手法の規定により、次の（１）から（４）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（１）非常勤職員

（２）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（３）平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する者

（４）平成 28 年 6 月 1 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

70 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 28 年 6 月 1 日（水）午前 10 時から平成 28 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにより周知する。

4. 募集方法

前記 1 の募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、前記3の募集の期間内に、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式官房令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約1か月以内に交付する予定

※2 不認定となる場合は以下のとおり

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式官房令第1条第2項別記様式第二)に必要事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)の午後5時45分までに、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成28年6月8日(水)から平成28年7月1日(金)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL :

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係

電話 :

(3) 相談先

① 上記受付先担当者

② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5（1）の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

（支援条件）

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。

平成 28 年 9 月 12 日
財 務 大 臣
((財務省) 大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

本省内部部局、財務総合政策研究所（研修支所を除く。）及び会計センターに勤務する者のうち、平成 29 年 1 月 6 日時点で「満 54 歳以上」の者で、以下に掲げる者

① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）

別表第一イ 行政職俸給表（一）7 級以上の適用を受ける者

② 給与法別表第十 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける者

③ 給与法別表第十一 指定職俸給表の適用を受ける者

※ 退手法の規定により、次の（1）から（4）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（3）平成 29 年 1 月 6 日までに定年に達する者

（4）平成 28 年 9 月 20 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。

以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 9 月 20 日から平成 28 年 12 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

7 名程度

3. 募集の期間（約 2 か月間）

平成 28 年 9 月 20 日（火）午前 10 時から平成 28 年 12 月 2 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにより周知する。

4. 募集方法

前記 1 の募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙 2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)(※)に必要な事項を記入の上、前記 3 の募集の期間内に、後記 7 の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。)第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね約 2 か月以内に交付する予定

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙 3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二)に必要な事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)の午後 5 時 45 分までに、後記 7 の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 9 月 26 日(月)から平成 29 年 1 月 6 日(金)まで

※ 1 上記 5 (2) ※ 2 の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : 

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係 

電話 : 

(3) 相談先

① 上記受付先担当者

② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5（1）の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

（支援条件）

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。

平成 29 年 1 月 16 日
財 務 大 臣
((財務省) 大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

本省内部部局、施設等機関、財務局、福岡財務支局、税関及び沖縄地区税関に勤務する者のうち、大臣が任命権を有し、平成 29 年 4 月 14 日時点で「満 54 歳以上」の者

※ 退手法の規定により、次の（１）から（４）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（１）非常勤職員

（２）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（３）平成 29 年 4 月 14 日までに定年に達する者

（４）平成 29 年 1 月 23 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 29 年 1 月 23 日から平成 29 年 4 月 5 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

20 名程度

3. 募集の期間（約 2 か月間）

平成 29 年 1 月 23 日（月）午前 10 時から平成 29 年 4 月 5 日（水）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにより周知する。

4. 募集方法

前記 1 の募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、前記3の募集の期間内に、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式官房令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約2か月以内に交付する予定

※2 不認定となる場合は以下のとおり

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式官房令第1条第2項別記様式第二)に必要事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)の午後5時45分までに、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成29年2月1日(水)から平成29年4月14日(金)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: [REDACTED]

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係 [REDACTED]

電話: [REDACTED]

(3) 相談先

① 上記受付先担当者

② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5（1）の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

（支援条件）

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。

平成 28 年 5 月 19 日
北海道財務局長
財務総合政策研究所北海道研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

北海道財務局、財務総合政策研究所北海道研修支所に勤務する者のうち、平成 28 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

- 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員
- ※ 1 指定官職（財務大臣が任命権を有する官職）の職員については、本募集の対象となる職員から除く。指定官職の職員は、財務省本省において別途実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 28 年 5 月 25 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 28 年 5 月 25 日（水）午前 10 時から

平成 28 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）(※) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。)第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日（退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日）（午後 5 時）までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。）を後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 28 年 7 月 1 日（金）まで

※ 1 上記 5 (2) ※ 2 の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : 早期退職（北海財）

(2) 受付（相談）先

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7.(2)の相談先担当者へ照会すること)。

平成 28 年 5 月 18 日
関 東 財 務 局 長
財務総合政策研究所関東研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2 ～ 1 0 略

1. 募集の対象となる職員

関東財務局、財務総合政策研究所関東研修支所に勤務する者のうち、平成 28 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職（財務大臣が任命権を有する官職）の職員については、本募集の対象となる職員から除く。指定官職の職員は、財務省本省において別途実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 28 年 5 月 25 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

5 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 28 年 5 月 25 日（水）午前 10 時から

平成 28 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- （１） 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）（※）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。）第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- （２） 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- （３） 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日（退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日）（午後 5 時）までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。）を後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 28 年 7 月 1 日（金）まで

※ 1 上記 5（２）※ 2 の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職（関東財）

(2) 受付（相談）先

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成 28 年 5 月 18 日
東 北 財 務 局 長
財務総合政策研究所東北研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2 ～ 10 略

1. 募集の対象となる職員

東北財務局、財務総合政策研究所東北研修支所に勤務する者のうち、平成 28 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

※ 1 指定官職（財務大臣が任命権を有する官職）の職員については、本募集の対象となる職員から除く。指定官職の職員は、財務省本省において別途実施する早期退職募集の対象となる。

※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する職員

(4) 平成 28 年 5 月 25 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 28 年 5 月 25 日（水）午前 10 時から

平成 28 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- （１） 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）（※）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。）第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- （２） 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- （３） 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日（退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日）（午後 5 時）までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。）を後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 28 年 7 月 1 日（金）まで

※ 1 上記 5（２）※ 2 の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(東北財)

(2) 受付(相談)先

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7.(2)の相談先担当者へ照会すること)。

平成 28 年 5 月 18 日
近 畿 財 務 局 長
財務総合政策研究所近畿研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2 ～ 1 0 略

1. 募集の対象となる職員

近畿財務局、財務総合政策研究所近畿研修支所に勤務する者のうち、平成 28 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職（財務大臣が任命権を有する官職）の職員については、本募集の対象となる職員から除く。指定官職の職員は、財務省本省において別途実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 28 年 5 月 25 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 28 年 5 月 25 日（水）午前 10 時から

平成 28 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- （１） 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）（※）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。）第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- （２） 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- （３） 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日（退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日）（午後 5 時）までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。）を後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 28 年 7 月 1 日（金）まで

※ 1 上記 5（２）※ 2 の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL :

(2) 受付（相談）先

総務部人事課任用係

電話 :

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4 参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成 28 年 5 月 18 日
九州財務局長
財務総合政策研究所南九州研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略2～10 略

1. 募集の対象となる職員

九州財務局、財務総合政策研究所南九州研修支所に勤務する者のうち、

平成 28 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職（財務大臣が任命権を有する官職）の職員については、本募集の対象となる職員から除く。指定官職の職員は、財務省本省において別途実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 28 年 5 月 25 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 28 年 5 月 25 日（水）午前 10 時から

平成 28 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）(※) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。)第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日（退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日）（午後 5 時）までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。）を後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 28 年 7 月 1 日（金）まで

※ 1 上記 5 (2) ※ 2 の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必

要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(九州財)

(2) 受付(相談)先

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること
等から、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間
の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリング
や再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細
については、7.(2)の相談先担当者へ照会すること)。

平成 28 年 5 月 25 日

東京税関長
横浜税関長
神戸税関長
大阪税関長
名古屋税関長
門司税関長
長崎税関長
函館税関長
沖縄地区税関長
(各税関、沖縄地区税関 人事課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

税関及び沖縄地区税関に勤務する者のうち、税関長又は地区税関長が任命権を有し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）7 級の適用を受ける職員であつて、かつ、平成 28 年 7 月 1 日時点で「満 54 歳から 59 歳まで」の者

※ 退手法の規定により、次の（1）から（4）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（3）平成 28 年 7 月 1 日までに定年に達する者

（4）平成 28 年 6 月 1 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 6 月 23 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

10 名程度

3. 募集の期間（約 3 週間）

平成 28 年 6 月 1 日（水）午前 10 時から平成 28 年 6 月 23 日（木）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにより周知する。

4. 募集方法

前記 1 の募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

（１）応募をしようとする職員は、別紙 2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）（※）に必要事項を記入の上、前記 3 の募集の期間内に、後記 7 の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式官房令」という。）第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

（２）選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから概ね約 3 週間以内に交付する予定

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

（３）応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙 3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式官房令第 1 条第 2 項別記様式第二）に必要事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日（退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日）の午後 5 時 45 分までに、後記 7 の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）から平成 28 年 7 月 1 日（金）まで

※ 1 上記 5（２）※ 2 の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率

的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

勤務する税関又は地区税関の受付メールアドレス(別添参照)。

(2) 受付先(相談先)

勤務する税関又は地区税関の受付先(相談先)。

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。

平成 28 年 6 月 1 日
国 税 庁 長 官
(長官官房人事課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。

本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、国税不服審判所（国税不服審判所支部を含む。）、税務大学校（税務大学校地方研修所及び税務大学校沖縄研修支所を含む。）に勤務するもののうち、平成 28 年 8 月 24 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

①一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表（一）の 9 級以上又は税務職俸給表の 9 級以上の適用を受ける職員

②給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員

③給与法の専門スタッフ職俸給表 3 級の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成 28 年 8 月 24 日までに定年に達する職員

(4) 平成 28 年 6 月 1 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 8 月 14 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

3 名程度

3. 募集の期間（約 2 か月間）

平成 28 年 6 月 1 日（水）午前 10 時から

平成 28 年 8 月 14 日（日）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記 1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式内閣官房令」という。)第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式内閣官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。)を後記 7. 受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 28 年 6 月 8 日(水)から平成 28 年 8 月 24 日(水)まで

- ※ 1 上記 5 (2) ※ 2 の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

- (1) 受付メールアドレス

E-MAIL : [REDACTED]

- (2) 受付先(相談先)

国税庁長官官房人事課任用第 1 ・ 2 係 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]

(内線) [REDACTED]

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記.

5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成 29 年 2 月 20 日
国 税 庁 長 官
(長官官房人事課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。

本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、国税不服審判所（国税不服審判所支部を含む。）、税務大学校（税務大学校地方研修所及び税務大学校沖縄研修支所を含む。）に勤務するもののうち、平成 29 年 4 月 7 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

①一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表（一）の 9 級以上又は税務職俸給表の 9 級以上の適用を受ける職員

②給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員

③給与法の専門スタッフ職俸給表 3 級の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成 29 年 4 月 7 日までに定年に達する職員

(4) 平成 29 年 2 月 20 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（約 1 か月半間）

平成 29 年 2 月 20 日（月）午前 10 時から

平成 29 年 3 月 31 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記 1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式内閣官房令」という。)第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 1 上記通知書は応募を受理してから 1 ヶ月以内に交付する予定。

※ 2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式内閣官房令第 1 条第 2 項別記様式第二。)を後記 7. 受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 29 年 3 月 27 日(月)から平成 29 年 4 月 7 日(金)まで

- ※ 1 上記 5 (2) ※ 2 の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

- (1) 受付メールアドレス

E-MAIL : [REDACTED]

- (2) 受付先(相談先)

国税庁長官官房人事課任用第 1 ・ 2 係 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]

(内線) [REDACTED]

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記.

5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。